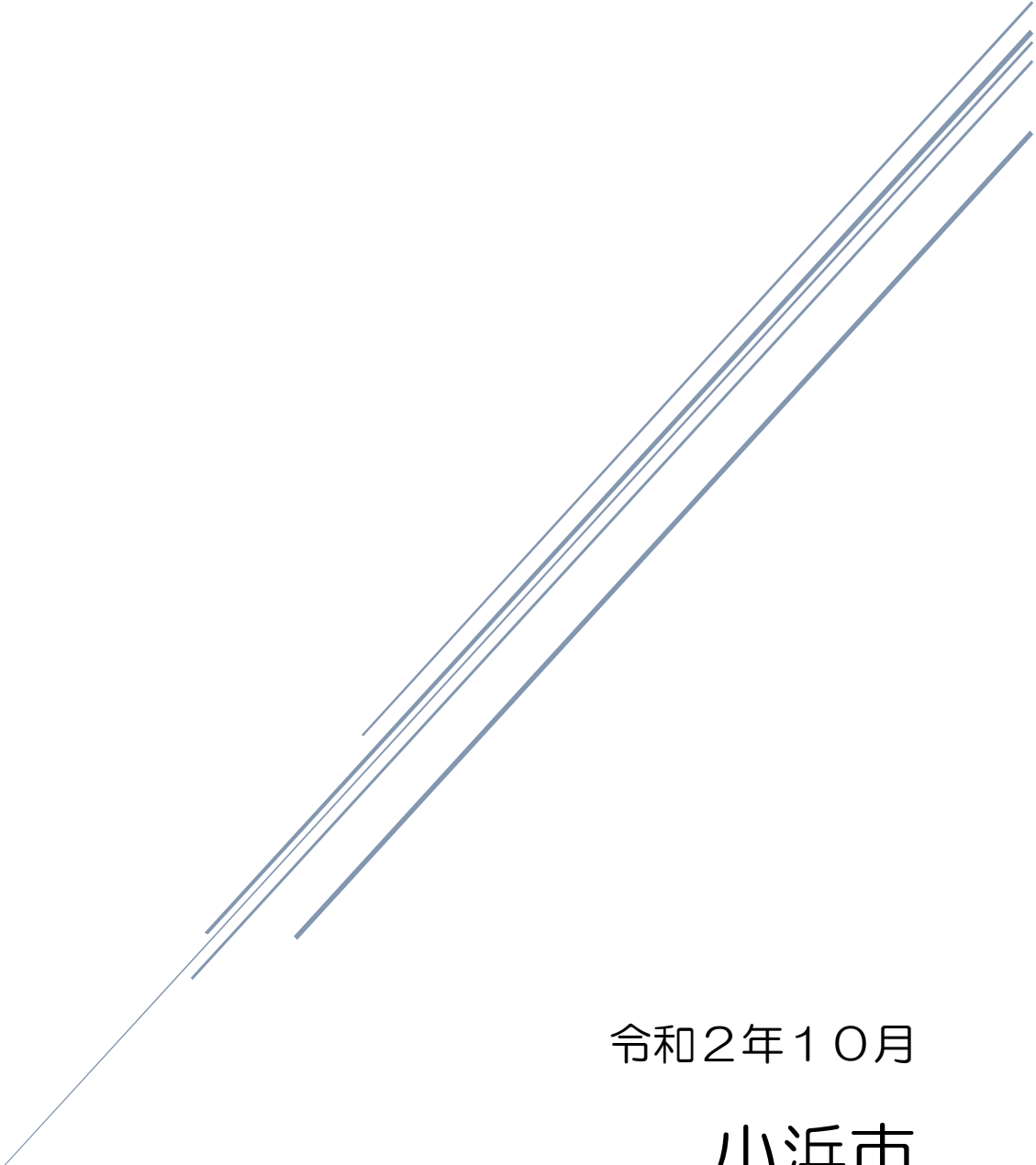


小浜市ネーミングライツ 導入ガイドライン



令和2年10月

小浜市

1 ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、ネーミングライツの導入および運用について、基本的な考え方や具体的な取扱い等をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) 定義

○ネーミングライツとは、本市の公共施設、イベント、その他公有財産の全部または一部に、民間事業者名・商品のブランド名などを冠した愛称を付与する権利（命名権）です。

ただし、条例上の施設名称は変更しません。

○命名権を取得した民間事業者等は、愛称を付与する代わりに市に命名権料を納めていただきます。

(2) 導入の目的

ネーミングライツを民間事業者等に付与することを通じて、施設運営等に係る資金を得ようとするものです。民間事業者等との協働により施設の魅力向上や地域の活性化を図ることを目的とします。

(3) 導入の効果

民間事業者等、市民、市に以下の効果があります。

○民間事業者等

- ・民間事業者等の名称や商品名等の宣伝効果（PR効果）が期待できます。
- ・民間事業者等の地域・社会貢献的評価の向上（イメージアップ）につながります。

○市民、市

- ・持続可能な施設運営、設備の充実、イベント等の実施の財源確保につながります。
- ・新たな財源の活用により、施設利用者・市民サービスの向上が期待できます。

3 ネーミングライツの種類

ネーミングライツの種類として、市が選定した施設等についての募集を行う場合（以下「特定募集型」という。）と、民間事業者等からの提案を募集する場

合（以下「提案募集型」という。）があります。

特定募集型については、施設等の所管課において進めるものとし、提案募集型については、提案を募集するまでは企画部市民協働課において進めるものとし、その後は施設等の所管課において進めるものとします。

4 ネーミングライツの導入手続きの流れ

特定募集型および提案募集型の手続きの流れは、「ネーミングライツ導入手続きの流れ」（別紙1）のとおりです。いずれの場合においても、市公式ホームページなどにより広く公表するものとします。

なお、提案募集型の場合で、提案があった施設等について、市があらためて民間事業者等の募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、審査の結果、その手続きの途中で特定募集型の手続きに転換することがあります。

5 導入対象施設等

（1）対象施設等

市が所有する施設等であって、公共施設としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのない範囲で、民間事業者名や商品名などを冠した愛称を付すことに支障のない施設、イベント、その他公有財産を導入の対象とします。

なお、ネーミングライツの対象施設として適当かどうかは、市が設置している公の施設等で、施設の設置目的や規模、利用者数等を勘案し、対象を決定します。

（2）対象外とする施設

施設等の名称の設定に特段の経緯・理由があるものや施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないもの等、以下のいずれかに該当する施設は、対象外とします。

- ①市役所庁舎、小中学校、市営住宅
- ②市民生活に混乱を招くおそれのあるもの
 - ・企業名や商品名等を冠した愛称を付すことで支障をきたすおそれがある施設
 - ・数年ごとに愛称が変更されることで、市民の生活に影響のある施設
- ③本市以外に施設等に対して所有等の権利がある施設
 - ・区分所有・合築等のため、市所有部分のみ分けることができない施設

- ・施設敷地に借地等が含まれる施設

*ただし、上記については、所有等の権利者の了承を得ることができれば対象とすることも可能

- ④公平性・中立性を損なうとの誤解を受ける可能性があるもの
- ⑤歴史に由来する固有の名称が付されているもの

6 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、ネーミングライツ契約を締結した施設等の維持管理および事業運営に活用することを原則とします。

また、ネーミングライツ料に係る市の希望金額の算定基準は以下のとおりとします。

(1) 特定募集型

対象施設や類似施設の利用状況、施設の運営・維持管理費用、市場の動向等を総合的に勘案し、施設ごとに決定します。

(2) 提案募集型

提案された金額が上記に準じて妥当であるか判断します。

7 契約期間

契約期間については、利用者や市民の利便性を踏まえるとともに、施設の公共的な性格からも名称が短期間で変わり、混乱が生じることは避ける必要があります。

一方、民間事業者等にとっては、経済情勢や経営環境に柔軟に対応できなければなりません。

これらを考慮し、概ね3年～5年とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮した期間の設定とします。

また、更新する場合は、契約した民間事業者等（以下「命名権者」という）が優先交渉することができることとします。

8 愛称付与の条件等

(1) 愛称付与の条件

- ①市民や施設等利用者に親しまれ、市民の理解が得られる愛称を付与することとします。
- ②施設等の性格等から、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が必

要に応じて一定の条件を募集要項にて設定できることとします。

③市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできないこととします。

④愛称が定着するまで、当分の間、条例上の名称を併記する場合があります。

⑤特に必要があると認めるときは、愛称に「小浜市」「小浜市立」「小浜市営」を含める等、愛称の表記に条件を付すことがあります。

(2) 使用を禁止する愛称

①法律、法律に基づく命令、条例および規則に違反するもの

②公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの

③人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの

④政治性および宗教性のあるもの

⑤社会問題その他についての主義または主張にあたるもの

⑥その他、愛称として使用することが適当でない認められるもの

9 募集方法・審査方法等

(1) 審査委員会の設置

施設所管課において、施設ごとに「ネーミングライツ審査委員会」を設置することとします。ただし、施設の性格等が類似するものについては兼ねることができることとします。

ア 審査委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について協議し、審査します。

①民間事業者等からの提案の審査に関すること。

②命名権者の募集条件等の設定に関すること。

③命名権者の選定に関すること。

④その他必要な事項に関すること。

イ 審査委員会の設置時期

①提案募集型で民間事業者等から提案があったとき

②特定募集型で公募するための市の募集要項を決定するとき

ウ 委員

審査委員会の委員は、施設所管部長、企画部長、施設所管課の職員、関係団体の職員を基本として6人以内で組織し、施設所管部長を委員長とします。

エ 募集要項は、審査委員会において決定します。

(2) 募集方法

募集方法は、原則公募とし、市公式ホームページなどに掲載することにより行うこととします。

(3) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- ②小浜市工事請負業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止処分を受けているもの
- ③小浜市物品購入等の契約に係る指名停止等に関する要綱に基づく指名停止処分を受けているもの
- ④国税または地方税を滞納しているもの
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き中のもの および会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中のもの
- ⑥小浜市暴力団排除条例（平成 23 年小浜市条例第 17 号）に規定する暴力団もしくは暴力団員等または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ⑦法令等に違反しているもの
- ⑧公序良俗に反する事業を行うもの
- ⑨政治性または宗教性のある事業を行うもの
- ⑩その他、ネーミングライツを付与する相手として適当でないと市長が認めるもの

(4) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(5) 募集要項

特定募集型、提案募集型ともに、その都度、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。それぞれの募集要項に記載する主な事項は、次のとおりです。募集要項では、応募方法や選定方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツの決定過程の透明性の確保に努めることとします。

- ①目的について
- ②ネーミングライツを募集する対象施設等（名称、所在地、概要（利用者数、主な行事など））について

- ③募集概要（愛称、命名権の範囲、命名権者への特典、契約期間、ネーミングライセンス料（年額、税抜）、命名権者の費用負担区分、応募資格、留意事項）について
- ④応募方法（募集期間、応募先、質問事項の受付等）について
- ⑤審査方法（審査項目および基準）について
- ⑥契約について
- ⑦その他（愛称の周知、指定管理者との協議など）について
- ⑧申し込み・問い合わせ先について

（6）募集期間

募集期間は、応募者にとって、応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、また、募集の周知および多くの団体が応募できるよう、原則として30日以上とします。

（7）応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直したうえで再度募集を実施するか、または、募集をとりやめることとします。

10 審査基準

（1）応募資格等審査

申請者が募集要項の応募資格を満たしていることおよび提案された愛称案が募集要項の命名条件を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告します。

審査委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、失格となります。

（2）審査項目、審査ポイントおよび配点

審査委員会では、（1）応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、以下の表の審査項目に基づき得点化します。

応募が1者のみの場合は、各審査委員の得点から平均点を算出し、配点合計の6割以上の下記審査委員の得点となった場合に限り、当該応募者として選定します。

応募者が複数の場合は、各審査委員の得点から平均点を算出し、平均点

が最も高い者を選定します。

なお、複数応募の場合も配点合計の6割以上の得点となった応募者のみを候補者とします。

①審査項目、審査ポイントおよび配点

審査項目	審査ポイント	配点
愛称の適否	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 施設の設置目的やイメージとの整合	20
地域貢献等	地域貢献等の実績、提案内容、その他 PR 事項	30
	市内に本社、支店、営業所、工場等を有する	10
ネーミングライツ料	提案金額の妥当性	30
その他の審査項目	経営の安定性など	10
合計		100

②評価方法

審査項目	評価方法
愛称の適否 地域貢献等 その他の審査項目	下表の得点の判断基準により評価ランクを判断し得点化する。
ネーミングライツ料	応募者中、応募金額（年額）が最も高い者を1位とし、満点を付与する。 他の応募者の得点は、下記の式を用いて算出する。 （式）得点＝配点×当該応募金額÷最高応募金額 ※応募者が1者の場合で、市希望額未満の場合 （式）得点＝配点×応募金額÷市希望金額

③得点の判断基準

評価	判断基準	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	非常に劣る（加点水準に達していない）	配点×0.00

1.1 決定および公表等

(1) 市民意見の聴取および決定

提案募集型および特定募集型のどちらにおいても、審査委員会の審査の結果、命名権者と選定されたのち、市民からの意見を聴取したのち決定することとします。

聴取した意見の結果については、その後の審査会および当該施設等の運営の参考とする扱いとします。

(2) 審査結果の通知

全ての応募者に対して、応募を受け付けた日から3カ月以内に理由を付して文書で回答することとします。

(3) 契約の締結および公表

命名権者を決定後、市と民間事業者等との間でネーミングライツに関する契約を締結します。

契約を締結した民間事業者等には、次回契約において、優先的な交渉権を付与することができます。その際は、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることとします。

契約締結後、命名権者等の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間、その他の情報を広報紙、市公式ホームページ、報道機関への情報提供等で広く公表します。

【契約で定める事項の例】

- ① 総則
- ② 愛称看板
 - ・費用負担に関する事項
 - ・デザイン等の権利に関する事項
- ③ 対価の支払い期限（役務の提供の内容）および金額に関する事項
 - ・支払期限および支払金額（役務の提供の内容）
- ④ 権利義務の譲渡の禁止
 - ・第三者への譲渡または承継の禁止に関する事項
- ⑤ 損害の賠償
 - ・市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- ⑥ 契約の解除
 - ・契約の解除事由に関する事項

- ⑦ 違約金
 - ・ 契約解除時の違約金に関する事項
- ⑧ 原状回復
 - ・ 愛称使用期間終了後の原状回復に関する事項
- ⑨ 契約の更新
 - ・ 契約期間満了時の契約更新に関する事項

1.2 費用負担

市と命名権者の費用負担は、以下の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ契約書等において定めることとします。

区分	市（指定管理者含）	命名権者
ネーミングライツ料		○
対象施設等の建物・敷地内サイン（愛称看板等）の新設および変更（設計、工事、維持管理を含む。）		○
愛称使用期間終了後の原状復帰		○
施設 HP およびパンフレット等の表示変更※	○	

※パンフレット等については、新規に作成するものからとする。

1.3 契約の解除

ネーミングライツの付与を決定した後、命名権者の要件を欠くこととなったときまたは要件を欠くことが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツを付与することが適当でないと認められるときは、市は決定の取り消しまたは契約の解除をすることができることとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、命名権者の負担とします。

1.4 施行時期等

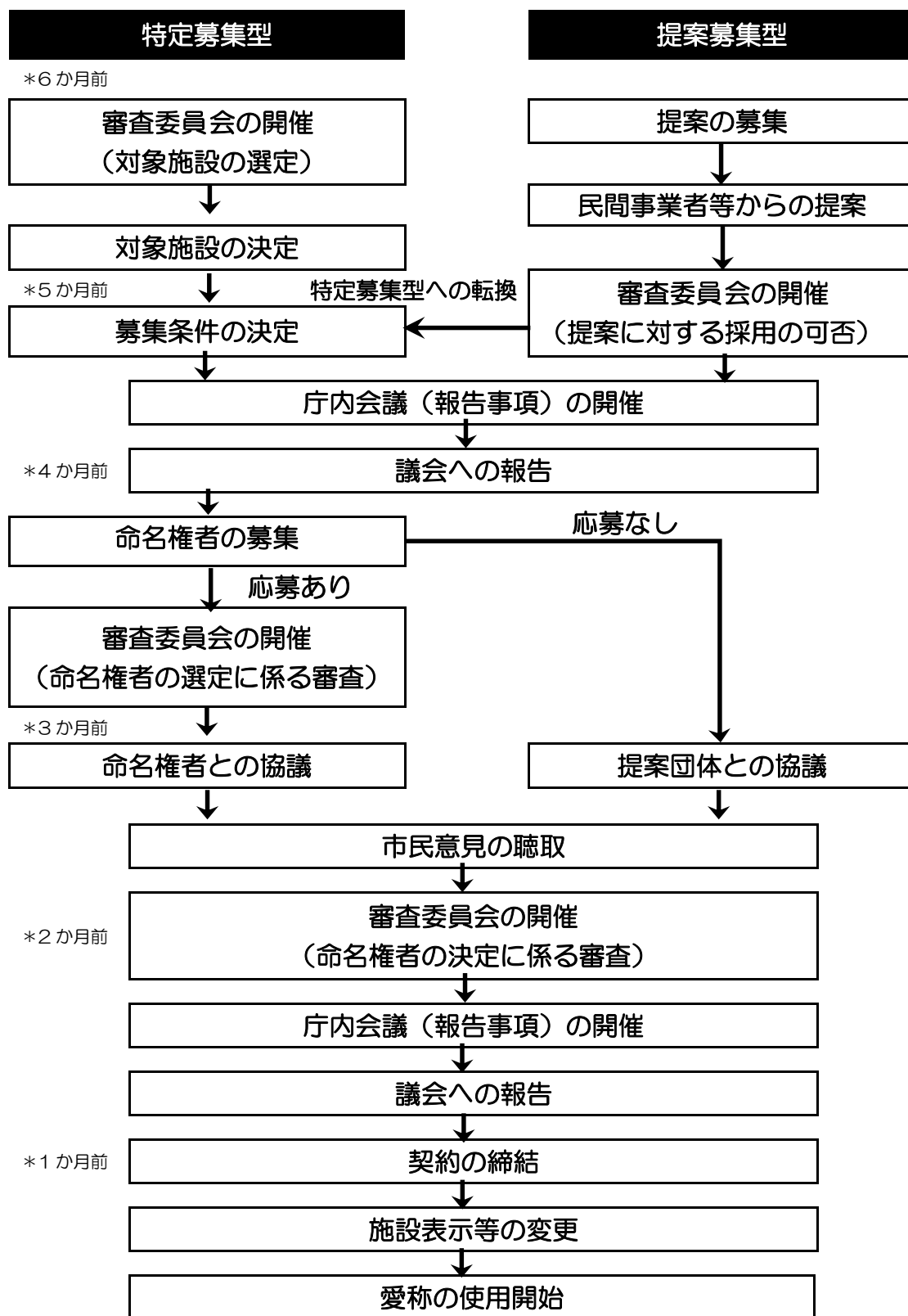
このガイドラインは、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行します。

なお本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況およびその他の状況等

を考慮し、適宜見直しすることとします。

また、ネーミングライツに関することで、本ガイドライン以外に必要な事項は、別に定めることとします。

別紙1 ネーミングライツ導入手続きの流れ



*は、概ね必要な時間の目安です。協議等でこれ以上の時間がかかる場合もあります。